

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

旭川市長

市町村名 (市町村コード)	旭川市 (01204)
地域名 (地域内農業集落名)	旭正地区 (忠別1・忠別2・忠別3・忠別4・忠別5・忠別6・旭正1・旭正2・旭正3・旭正4・旭正5・旭正6・旭正7・旭正9南・旭正8, 9北・旭正10・旭正11・旭正12・共栄1・共栄2・共栄3・共栄三栄(南)・共栄三栄(北)・共栄6, 8・共栄7)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・忠別川流域に属する本地区は、田として水利条件の整備が進んでおり、良質な米のほか、転作として小麦や大豆等、また葉物を中心とした多品目の野菜を生産している。従前から農業者同士の話し合いによって農地集積が推進されていたため、大規模化が進んでおり、農協出資によるコントラクターが設立されていること加えて、自動操舵等のスマート農業で活用するRTK基地局を設置しているなど、農作業の大幅な効率化を進めている。

・また、市街地に隣接していることから、近年の消費者の環境に対する意識の高まりに対応する意識が高く、GAP認証取得や環境負荷の軽減に配慮した生産方式に積極的に取り組むほか、農産加工や特別栽培米にも力を入れている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・今後も意欲ある担い手への農地集積を促し、水稻を主幹とした経営の複合化・大規模化を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,359 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,359 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農地の汎用性向上及び安定した用水供給と排水改良を目的に用水路、排水路、暗渠排水の整備を行う。併せて、換地手法によるほ場の集積、区画の拡大、用排水施設、耕作道の再配置を行い、農作業及び維持管理の省力化のために区画整理を実施する。 旭正北中央地区 R8まで 旭正南第1地区 R12まで 旭正北第2地区 R7～R15まで 旭正南第2地区 R8～R17まで
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・大規模経営の中核的担い手となる農業者の法人化を推進する。市町村やJAと連携した、第三者継承を始めとした新規就農者の受け入れを行う。 【新規就農者】 R7.4研修開始、R9就農予定 2名(施設野菜)
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後担い手が高齢化で離農していくことを想定し、今後の農作業委託の取組について関係機関と連携しながら検討していく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域における農業被害の状況を把握するとともに、鳥獣被害対策のノウハウの構築と新たな捕獲人材の確保・育成を行っていく。
 ②みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業などの環境に配慮した農業の推進に努める。
 ③担い手の減少の中でも生産力を維持するために、スマート農業技術を適切に活用して生産の効率化や品質の向上を目指す。
 ④実需と連携し、需要拡大が期待される麦・大豆・高収益作物等・輸出米・加工米の生産に取り組む。
 ⑩農地転用に係る地域計画の除外について、農業経営に必要な場合は地域での協議を不要とする。
 ⑩地域での協議について、地域農業の将来の在り方に影響が小さい場合は、簡易な開催や開催の省略を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

旭川市長

市町村名 (市町村コード)	旭川市 (01204)
地域名 (地域内農業集落名)	永山地区 (6区の1・6区の2・7区・8区の1・8区の2・9区の2・10区の1・10区の2・11区の1・11区の2・12区の1・12区の2・13 区の1・13区の2・13区の3・14区の1・14区の2・14区の3・15区の1・15区の2・15区の3)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地区は、石狩川と牛朱別川に挟まれた肥沃な褐色低土地で、古くからの良品質米生産地である。田として水利条件の整備が進んでおり、水稻を中心に野菜、花卉等を生産しているほか、黒大豆のブランド化に注力している。また、都市近郊型の農業であることから、近年の消費者の環境に対する意識の高まりに対応するため、環境負荷の軽減に配慮した生産方式に取り組み、GAP認証取得についても先進的な地区である。

・地区内には若手で活力ある経営者(後継者)が多く、積極的に経営規模拡大や新品種導入を図っており、自動操舵等のスマート農業で活用するRTK基地局を設置しているほか、若手農業者団体がコンサルティングサービスより現場改善を図るなど、農作業の効率化・高位標準化に努めている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主幹とした経営の複合化・法人化等を推進する一方で、GAP等による将来に持続可能な営農体制を地域ぐるみで整備し、強い産地づくりを目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,204 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,204 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・道営農地基盤整備事業を活用し、大区画化・汎用化を図り、担い手への集積や集約化を推進する。 永山西第1地区 R9まで 永山西第2地区 R14まで 永山西第3地区 R15まで 永山南地区 R10～R17まで
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・大規模経営の中核的担い手となる農業者の法人化を推進する。市町村やJAと連携した、第三者継承を始めとした新規就農者の受け入れを行う。 【新規就農者】 R6.4研修開始、R8就農予定 1名(花卉)
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後担い手が高齢化で離農していくことを想定し、今後の農作業委託の取組について関係機関と連携しながら検討していく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域における農業被害の状況を把握するとともに、鳥獣被害対策のノウハウの構築と新たな捕獲人材の確保・育成を行っていく。
- ②みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業などの環境に配慮した農業の推進に努める。
- ③担い手の減少の中でも生産力を維持するために、スマート農業技術を適切に活用して生産の効率化や品質の向上を目指す。
- ④実需と連携し、需要拡大が期待される麦・大豆・高収益作物等・輸出米・加工米の生産に取り組む。
- ⑩担い手へ農地集積を進めるにあたり、空き家・納屋等の処分が担い手の負担となっている。空き家等により雑草・悪臭など衛生環境悪化や景観の悪化のリスクもあるため、今後対応策の検討が必要である。
- ⑩農地転用に係る地域計画の除外について、農業経営に必要な場合は地域での協議を不要とする。
- ⑩地域での協議について、地域農業の将来の在り方に影響が小さい場合は、簡易な開催や開催の省略を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

旭川市長

市町村名 (市町村コード)	旭川市 (01204)
地域名 (地域内農業集落名)	東鷹栖地区 (信友・八親・7区・親交・8区・9区・10区の1・更正・12区・13区・10区・中部・4地区・協正・東門・誠正・16区・松平・18区・19区・20区・38区・平和・復興・旭新・21区・22区・23区・25区・共育・27区の1・26区・27区の2・24区・28区の1・28区の2・29区・共栄・正栄・31区・突哨・35区・昭和・33区・配朱別・明德・豊丘)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・高齢化や後継者不足により農家戸数の減少が加速する中、徐々にスマート農業の導入が進んでいるが、一戸当たりの作付面積増加に伴う慢性的な労働力不足が解消されず、地域の基幹作物である水稻作付面積は概ね横ばいで推移しているため、労働力確保や省力化に向けた対応策が必要である。

・青果物についても、戸数が減少傾向にあり、生産の維持・拡大に向けた担い手・労働力確保対策が必要である。

・経営所得安定対策等交付金における交付対象水田の確保と畑地化促進に伴う新たな品目や新たな技術の導入などによる農地の有効利用に向けた対応策が必要である。

・鬼斗牛山周辺から北側の傾斜地については、棚田地域振興法地域に指定されるなど、平地地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、中山間地域等直接支払交付金を活用しながら、担い手の育成・確保や農地集積に取り組み、継続的な農業生産活動を構築している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・安定的な農業所得の確保により意欲を持って農業生産に取り組めるよう、土地利用型作物の作付推進、スマート農業を取り入れた省力化・低コスト化の推進とともに、食の「安全・安心」対策と環境に配慮した農業の実践を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3,003 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3,003 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・国営基盤整備事業を計画中。東鷹栖ほぼ全域で基盤整備へ向けた準備委員会を立ち上げている。国営基盤整備事業が実施されれば大型化水田となり換地にて土地の集積・集約となる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・大規模経営の中核的担い手となる農業者の法人化を推進する。市町村やJAと連携した、第三者継承を始めとした新規就農者の受け入れを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後担い手が高齢化で離農していくことを想定し、今後の農作業委託の取組について関係機関と連携しながら検討していく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域における農業被害の状況を把握するとともに、鳥獣被害対策のノウハウの構築と新たな捕獲人材の確保・育成を行っていく。
- ②みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業などの環境に配慮した農業の推進に努める。
- ③担い手の減少の中でも生産力を維持するために、スマート農業技術を適切に活用して生産の効率化や品質の向上を目指す。
- ④実需と連携し、需要拡大が期待される麦・大豆・高収益作物等・輸出米・加工米の生産に取り組む。
- ⑩農地転用に係る地域計画の除外について、農業経営に必要な場合は地域での協議を不要とする。
- ⑩地域での協議について、地域農業の将来の在り方に影響が小さい場合は、簡易な開催や開催の省略を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

旭川市長

市町村名 (市町村コード)	旭川市 (01204)
地域名 (地域内農業集落名)	雨紛・上雨紛地区 (上雨紛1・上雨紛2・上雨紛4・雨紛1・雨紛2・雨紛3)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・神居山をはじめとした山沿いに広がる本地区は、美瑛川の流域に属する平坦部を中心に、田としての水利条件の整備が進んでおり、良質な米を中心に、メロン、きゅうり、葉物などの様々な野菜の作付けが行われている。

・市街地に隣接していることもあって、近年の消費者の環境に対する意識の高まりに対応する意識が高く、減農薬などの環境負荷の軽減に配慮した生産方式に積極的に取り組んでいる。

・離農に伴う廃屋等も目立つようになってきており、農地の規模拡大・集積が進めていくには、農地以外にも宅地や住宅などについても総合的に解決していく必要がある。

・今後、水田活用交付金が交付対象外となった水田について、水稻農家では集積・集約が困難になっていくことが想定される。後継者や新規就農者等の多様な経営体の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・将来に持続可能な営農体制づくりに向けて、水稻を主幹とした経営の複合化・大規模化を推進する一方で、施設園芸を営む多様な担い手の育成を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	499	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	499	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】		ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・美瑛川下流地区として国営事業による幹線用水路の整備が予定されており、整備後には道営事業による基盤整備を進めていくことを検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市町村やJAと連携し、新規就農者の受け入れ体制を構築するほか、地域外の農業者(入作者)を受け入れていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後担い手が高齢化で離農していくことを想定し、今後の農作業委託の取組について関係機関と連携しながら検討していく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域における農業被害の状況を把握するとともに、鳥獣被害対策のノウハウの構築と新たな捕獲人材の確保・育成を行っていく。
- ②みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業などの環境に配慮した農業の推進に努める。
- ③担い手の減少の中でも生産力を維持するために、スマート農業技術を適切に活用して生産の効率化や品質の向上を目指す。
- ④実需と連携し、需要拡大が期待される麦・大豆・高収益作物等・輸出米・加工米の生産に取り組む。
- ⑩農地転用に係る地域計画の除外について、農業経営に必要な場合は地域での協議を不要とする。
- ⑩地域での協議について、地域農業の将来の在り方に影響が小さい場合は、簡易な開催や開催の省略を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

旭川市長

市町村名 (市町村コード)	旭川市 (01204)
地域名 (地域内農業集落名)	神華・共栄地区 (神華1・神華2, 3・神華5・共栄1・共栄2・共栄3・共栄4, 5・共栄6, 9・共栄7・共栄8, 11・共栄10)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・神居山をはじめとした山沿いに広がる本地区は、山間の旧開拓地では酪農が営まれるとともに、牧草、そばなどの畑作が行われている。

・棚田地域振興法地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、中山間地域等直接支払交付金を活用しながら、担い手の育成・確保や農地集積に取り組み、継続的な農業生産活動を構築している。

・離農に伴う廃屋等も目立つようになってきており、農地の規模拡大・集積が進めていくには、農地以外にも宅地や住宅などについても総合的に解決していく必要がある。

・今後、水田活用交付金が交付対象外となった水田について、水稻農家では集積・集約が困難になっていくことが想定される。後継者や新規就農者等の多様な経営体の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・将来に持続可能な営農体制づくりに向けて、畑作や畜産を営む多様な担い手の育成を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	563	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	563	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】		ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・美瑛川下流地区として国営事業による幹線用水路の整備が予定されており、整備後には道営事業による基盤整備を進めていくことを検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市町村やJAと連携し、新規就農者の受け入れ体制を構築するほか、地域外の農業者(入作者)を受け入れていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後担い手が高齢化で離農していくことを想定し、今後の農作業委託の取組について関係機関と連携しながら検討していく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域における農業被害の状況を把握するとともに、鳥獣被害対策のノウハウの構築と新たな捕獲人材の確保・育成を行っていく。
- ②みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業などの環境に配慮した農業の推進に努める。
- ③担い手の減少の中でも生産力を維持するために、スマート農業技術を適切に活用して生産の効率化や品質の向上を目指す。
- ④実需と連携し、需要拡大が期待される麦・大豆・高収益作物等・輸出米・加工米の生産に取り組む。
- ⑩農地転用に係る地域計画の除外について、農業経営に必要な場合は地域での協議を不要とする。
- ⑩地域での協議について、地域農業の将来の在り方に影響が小さい場合は、簡易な開催や開催の省略を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

旭川市長

市町村名 (市町村コード)	旭川市 (01204)
地域名 (地域内農業集落名)	富沢地区 (神岡・富沢1・富沢2・富沢3・富沢4・富岡1・富岡2, 3・富岡4)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・山間の伊納川沿いを中心に広がる本地区は、平坦部では田としての水利条件の整備が進んでおり、良質な米、そば等を生産している。

・丘陵部において酪農が営まれているほか、市街地から近い立地条件を生かして、グリーンツーリズムや直売などにも取り組んでいる。

・地域内の農業者数の減少や高齢化が進んでいることから、新規就農者の確保・育成が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・第三者継承なども見据えながら担い手の確保を進め、耕作放棄地の発生を抑止するとともに、ベテラン農業者が、知識・経験を生かして農産物の高付加価値化や若手育成に取り組むなど、地域ぐるみで将来に持続可能な営農体制を目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	176 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	176 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・美瑛川下流地区として国営事業による幹線用水路の整備が予定されており、整備後には道営事業による基盤整備を進めていくことを検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市町村やJAと連携し、新規就農者の受け入れ体制を構築するほか、地域外の農業者(入作者)を受け入れていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後担い手が高齢化で離農していくことを想定し、今後の農作業委託の取組について関係機関と連携しながら検討していく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域における農業被害の状況を把握するとともに、鳥獣被害対策のノウハウの構築と新たな捕獲人材の確保・育成を行っていく。
 ②みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業などの環境に配慮した農業の推進に努める。
 ③担い手の減少の中でも生産力を維持するために、スマート農業技術を適切に活用して生産の効率化や品質の向上を目指す。
 ④実需と連携し、需要拡大が期待される麦・大豆・高収益作物等・輸出米・加工米の生産に取り組む。
 ⑤果樹の現状の作付面積を維持しながら品質及び生産量の向上に努め、りんごの高密植栽培等、新しい技術の導入を目指す。
 ⑩農地転用に係る地域計画の除外について、農業経営に必要な場合は地域での協議を不要とする。
 ⑩地域での協議について、地域農業の将来の在り方に影響が小さい場合は、簡易な開催や開催の省略を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

旭川市長

市町村名 (市町村コード)	旭川市 (01204)
地域名 (地域内農業集落名)	神居古潭地区 (神居古澤開拓1・神居古潭1・神居古潭2・神居古潭3)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・神居山をはじめとした山沿いに広がる本地区は、深川市とは石狩川を隔てて比較的近い距離にあるといった特殊な地理的条件を有し、石狩川又は内大部川流域に属する平坦部については、田としての水利条件の整備が進んでおり、良質な米、そば等の作付けが行われている。また、神居山西側の丘陵地帯では樹園地が広がっており、昼夜の寒暖差を利用した高品質なリンゴ、さくらんぼなどの果樹を生産している。

・国道沿いである立地を生かし、農産物直売や果実狩りによる観光客の受入れを行うほか、グリーンツーリズムにも取り組んでいる。

・現在の地域には後継者を有しない農業者が多く、現在、深川市からの通作が2件(法人)という状況であるものの、今後、新規就農者の参入や他の地域からの通作等が無ければ、将来、受け手が確保できない農地が生じる可能性がある。今後の農家戸数の減少に対して、若手経営体に農地集積が集中することが見込まれるために労働力の確保が課題となっている。

・集落営農のような組織・団体によって、行政・関係団体と一体となり農地を維持していくことの検討が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・平坦部では、意欲ある担い手への農地集積を促し、水稻を主幹とした経営の大規模化・複合化を推進していく。一方、野菜、果樹について、立地条件を生かした高付加価値化や6次産業化を推進し、本地区の多様な生産基盤を生かした農業振興を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	125 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	125 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・本地区は、H13～17にかけて行われた道営ほ場整備事業において、農業生産性の向上にむけた暗渠排水による排水対策29.5ha、農用地の集積・集約化を図るため用水路のパイプライン化7,906mによる水管理の省力化にむけた整備が行われ、当該事業によって水量の不安定なため池や小河川取水から忠別ダムに依存する水量豊富な石狩川取水へと水源が変更され、農産物の安定生産が可能となったところである。 ・現在、農業用施設の機能は良好な状態が保たれ、今のところ再整備の予定は無いものの、今後、要望が高まれば、農家戸数の減少に対応すべく、排水対策や、さらなるほ場の大区画化などの農地整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市町村やJAと連携し、新規就農者の受け入れ体制を構築するほか、地域外の農業者(入作者)を受け入れていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後担い手が高齢化で離農していくことを想定し、今後の農作業委託の取組について関係機関と連携しながら検討していく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域における農業被害の状況を把握するとともに、鳥獣被害対策のノウハウの構築と新たな捕獲人材の確保・育成を行っていく。
 ②みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業などの環境に配慮した農業の推進に努める。
 ③担い手の減少の中でも生産力を維持するために、スマート農業技術を適切に活用して生産の効率化や品質の向上を目指す。
 ④実需と連携し、需要拡大が期待される麦・大豆・高収益作物等・輸出米・加工米の生産に取り組む。
 ⑤果樹の現状の作付面積を維持しながら品質及び生産量の向上に努め、りんごの高密度植栽培等、新しい技術の導入を目指す。
 ⑧国営かんがい排水事業(神竜二期区)の実施により、農業生産の基礎となる農業用排水施設を整備する。
 ⑩農地転用に係る地域計画の除外について、農業経営に必要な場合は地域での協議を不要とする。
 ⑩地域での協議について、地域農業の将来の在り方に影響が小さい場合は、簡易な開催や開催の省略を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

旭川市長

市町村名 (市町村コード)	旭川市 (01204)
地域名 (地域内農業集落名)	西丘・豊里地区 (西丘2・西丘1・豊里1・豊里2・豊里3・豊里4・豊里5・西丘開拓・豊里開拓)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・神居山をはじめとした山沿いに広がる本地区は、棚田地域振興法地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、中山間地域等直接支払交付金を活用しながら、担い手の育成・確保や農地集積に取り組み、継続的な農業生産活動を構築している。

・現在の地域には後継者を有しない農業者が多く、今後、新規就農者の参入や他の地域からの通作等が無ければ、将来、受け手が確保できない農地が生じる可能性がある。今後の農家戸数の減少に対して、若手経営体に農地集積が集中することが見込まれるために労働力の確保が課題となっている。

・集落営農のような組織・団体によって、行政・関係団体と一体となり農地を維持していくことの検討が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・平坦部では、意欲ある担い手への農地集積を促し、水稻を主幹とした経営の大規模化・複合化を推進していく。一方、野菜、果樹について、立地条件を生かした高付加価値化や6次産業化を推進し、本地区の多様な生産基盤を生かした農業振興を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	361 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	361 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業者からの要望に応じて、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の検討を行い、計画し推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市町村やJAと連携し、新規就農者の受け入れ体制を構築するほか、地域外の農業者(入作者)を受け入れていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後担い手が高齢化で離農していくことを想定し、今後の農作業委託の取組について関係機関と連携しながら検討していく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域における農業被害の状況を把握するとともに、鳥獣被害対策のノウハウの構築と新たな捕獲人材の確保・育成を行っていく。

②みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業などの環境に配慮した農業の推進に努める。

③担い手の減少の中でも生産力を維持するために、スマート農業技術を適切に活用して生産の効率化や品質の向上を目指す。

④実需と連携し、需要拡大が期待される麦・大豆・高収益作物等・輸出米・加工米の生産に取り組む。

⑤果樹の現状の作付面積を維持しながら品質及び生産量の向上に努め、りんごの高密植栽培等、新しい技術の導入を目指す。

⑩農地転用に係る地域計画の除外について、農業経営に必要な場合は地域での協議を不要とする。

⑩地域での協議について、地域農業の将来の在り方に影響が小さい場合は、簡易な開催や開催の省略を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

旭川市長

市町村名 (市町村コード)	旭川市 (01204)
地域名 (地域内農業集落名)	江丹別地区 (中園・清水・芳野1・芳野2・中央1・中央2・西里・拓北・富原1・富原2)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地区について、江丹別川流域に属する平坦部においては、そば・飼料作物等を中心とした畑作が行われている。また、国有林を主とする山林に挟まれた丘陵地帯においては、畑作に加えて、乳牛又は肉用牛の飼養を中心とした畜産業が盛んであり、農産加工やグリーンツーリズムにも積極的に取り組んでいる。

・山村振興法の振興山村地域の指定を受けており、地域の高齢化も進んでいることから、農業者だけでなく地域住民等の多様な主体が参画し、農地や農業用排水路等の資源の保全と質的向上を図る取組を進めていくことが必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・畑作について、意欲ある担い手への農地集積を促しながら、効率的経営に向けた大規模化を図る一方で、そば・畜産物等の主力品目の付加価値向上に向けた取組みを推進し、産地としてのブランド化を図っていく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,121 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,121 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業者からの要望に応じて、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の検討を行い、計画し推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市町村やJAと連携し、新規就農者の受け入れ体制を構築するほか、地域外の農業者(入作者)を受け入れていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後担い手が高齢化で離農していくことを想定し、今後の農作業委託の取組について関係機関と連携しながら検討していく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域における農業被害の状況を把握するとともに、鳥獣被害対策のノウハウの構築と新たな捕獲人材の確保・育成を行っていく。
- ②みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業などの環境に配慮した農業の推進に努める。
- ③担い手の減少の中でも生産力を維持するために、スマート農業技術を適切に活用して生産の効率化や品質の向上を目指す。
- ④実需と連携し、需要拡大が期待される麦・大豆・高収益作物等・輸出米・加工米の生産に取り組む。
- ⑩農地転用に係る地域計画の除外について、農業経営に必要な場合は地域での協議を不要とする。
- ⑩地域での協議について、地域農業の将来の在り方に影響が小さい場合は、簡易な開催や開催の省略を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

旭川市長

市町村名 (市町村コード)	旭川市 (01204)
地域名 (地域内農業集落名)	嵐山地区 (春日1・春日2・嵐山1・嵐山2・共和)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地区について、江丹別川流域に属する平坦部においては、そば・飼料作物等を中心とした畑作が行われている。また、国有林を主とする山林に挟まれた丘陵地帯においては、畑作に加えて、乳牛又は肉用牛の飼養を中心とした畜産業が盛んであり、農産加工やグリーンツーリズムにも積極的に取り組んでいる。

・山村振興法の振興山村地域の指定を受けており、地域の高齢化も進んでいることから、農業者だけでなく地域住民等の多様な主体が参画し、農地や農業用排水路等の資源の保全と質的向上を図る取組を進めていくことが必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・そば、畜産物について高付加価値化を図って引き合いを高めるとともに、新規就農者の受入れ等による担い手の確保・育成を地域ぐるみで促進し、将来に持続可能な営農体制づくりを目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	330 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	330 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業者からの要望に応じて、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の検討を行い、計画し推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市町村やJAと連携し、新規就農者の受け入れ体制を構築するほか、地域外の農業者(入作者)を受け入れていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後担い手が高齢化で離農していくことを想定し、今後の農作業委託の取組について関係機関と連携しながら検討していく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域における農業被害の状況を把握するとともに、鳥獣被害対策のノウハウの構築と新たな捕獲人材の確保・育成を行っていく。
- ②みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業などの環境に配慮した農業の推進に努める。
- ③担い手の減少の中でも生産力を維持するために、スマート農業技術を適切に活用して生産の効率化や品質の向上を目指す。
- ④実需と連携し、需要拡大が期待される麦・大豆・高収益作物等・輸出米・加工米の生産に取り組む。
- ⑩農地転用に係る地域計画の除外について、農業経営に必要な場合は地域での協議を不要とする。
- ⑩地域での協議について、地域農業の将来の在り方に影響が小さい場合は、簡易な開催や開催の省略を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

旭川市長

市町村名 (市町村コード)	旭川市 (01204)
地域名 (地域内農業集落名)	東旭川地区 (北1・大通1・南2の1・南2の2・北2・南3の1・南3の2・北3の3・南4の1・南4の2・南4の3、4・北4の1・北4の2・南5の1・南5の3・北5の1・北5の2・大通5・南6の1・南6の2・北6の1・北6の2・南7旭山・北7の1・北7の2・旭山1・旭山2・共栄3・東本町1・日の出1・日の出2・日の出3・日の出4・日の出5・倉沼1・倉沼2)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地区は、水稻を基幹として土地利用型の転作作物(小麦・大豆・そば)と高収益作物である施設野菜、花き・花木、雑穀類との複合経営のもと生産活動を進めている。地域農業者の平均年齢は70歳に近づいている現状から、農地については、認定農業者を中心とした担い手への集積が進められてきたが、担い手1経営体あたりの経営面積の拡大の一途をたどり、作業の遅れから収入減となり経営を圧迫している状況も散見されている。

・施設園芸分野における新規就農者の受入れに積極的であり、農協主導で就農地の斡旋や研修用施設の整備を行うなどの受入体制が充実しているほか、元新規就農者が、年数を経て指導者側になって次世代を育成するといった、担い手育成の好循環も見られつつある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻と共に転作作物の輪作体系を改善することで単位収量の増加を目指し、条件不利地については受け手の減少を踏まえ作業受委託を中心として有効な作物や有畜農家への飼料作物の供給、土地条件に合った品目(品種)の生産を実践することにより地域の農地を有効的に活用し生産性の向上を進めていく。

・更に、高収益作物である野菜・花きの栽培については、高齢化・後継者不足の中、施設野菜の減少が懸念されるが、後継者と新規就農者を積極的に受入し、農業所得維持に向け取り進めていく。

・また、需要が増加している野菜の安定生産や高品質で安定した生産による産地ブランド力の向上、スマート農業等の省力・低コスト生産技術の導入、新規作物の導入、販売地域の拡大などの取組を通じて、特色ある産地づくりや収益力の向上による経営の安定化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,340	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,340	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】		ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農地の汎用性向上及び安定した用水供給と排水改良を目的に用水路、排水路、暗渠排水の整備を行う。併せて、換地手法によるほ場の集積、区画の拡大、用排水施設、耕作道の再配置を行い、農作業及び維持管理の省力化のために区画整理を実施する。 旭正北第2地区 R15まで
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市町村やJAと連携し、就農地の斡旋や研修用施設の整備を行うなど積極的に新規就農者の受け入れを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後担い手が高齢化で離農していくことを想定し、今後の農作業委託の取組について関係機関と連携しながら検討していく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域における農業被害の状況を把握するとともに、鳥獣被害対策のノウハウの構築と新たな捕獲人材の確保・育成を行っていく。
- ②みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業などの環境に配慮した農業の推進に努める。
- ③担い手の減少の中でも生産力を維持するために、スマート農業技術を適切に活用して生産の効率化や品質の向上を目指す。
- ④実需と連携し、需要拡大が期待される麦・大豆・高収益作物等・輸出米・加工米の生産に取り組む。
- ⑤果樹の現状の作付面積を維持しながら品質及び生産量の向上に努め、りんごの高密植栽培等、新しい技術の導入を目指す。
- ⑩農地転用に係る地域計画の除外について、農業経営に必要な場合は地域での協議を不要とする。
- ⑩地域での協議について、地域農業の将来の在り方に影響が小さい場合は、簡易な開催や開催の省略を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

旭川市長

市町村名 (市町村コード)	旭川市 (01204)
地域名 (地域内農業集落名)	米飯地区 (米原1・米原中央・米原4・米原共和・米原7、8・米原9・米原10・米原12・瑞穂1・瑞穂2・瑞穂3・瑞穂4・瑞穂6西・瑞穂6東・瑞穂7・瑞穂8・瑞穂9・瑞穂10・豊田1・豊田2西・豊田2東・豊田3・豊田4・豊田5・豊田6・豊田7・豊田8・豊田9・豊田10・豊田11・豊田12・豊田13、14)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地区は、水稻を基幹として土地利用型の転作作物(小麦・大豆・そば)と高収益作物である施設野菜、雑穀類との複合経営のもと生産活動を進めている。

・耕作している土地は南北に細長く、平坦地に加え中山間地域に指定される急傾斜地も存在する等、耕作条件が多岐にわたるため、条件不利地については圃場の整備・改善等に取り組みながら地域に合った生産性の高い作物の作付を行っている。生産性の向上を進めてきたが、排水不良の影響と作物連作などにより単収が他地域より劣る傾向にある。

・地域農業者の平均年齢は70歳に近づいている現状から、農地については、認定農業者を中心とした担い手への集積が進められてきたが、担い手1経営体あたりの経営面積の拡大の一途をたどり、作業の遅れから収入減となり経営を圧迫している状況も散見されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻と共に転作作物の輪作体系を改善することで単位収量の増加を目指し、条件不利地については受け手の減少を踏まえ作業受委託を中心として有効な作物や有畜農家への飼料作物の供給、土地条件に合った品目(品種)の生産を実践することにより地域の農地を有効的に活用し生産性の向上を進めていく。

・更に、高収益作物である野菜の栽培については、高齢化・後継者不足の中、施設野菜の減少が懸念されるが、後継者と新規就農者を積極的に受入し、農業所得維持に向け取り進めていく。

・また、需要が増加している野菜の安定生産や高品質で安定した生産による産地ブランド力の向上、スマート農業等の省力・低コスト生産技術の導入、新規作物の導入、販売地域の拡大などの取組を通じて、特色ある産地づくりや収益力の向上による経営の安定化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,263 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,263 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・本地区の大半は、ほ場整備事業の前歴が無く、私費による面整備が実施されてきている。そのため、用水路からの漏水と排水路整備が不十分であり、転作作物の生育不良や品質低下が生じ、加えてほ場が小区画であることから作物生産や大型機械作業にも支障を来している。 ・豊田地区は、令和4年度に道営基盤整備事業の推進期成会を設立し、令和9年度事業採択を目指し、事業取組みの検討が進められているが、これに続き、米原・瑞穂地区でも道営基盤整備事業の取組みを計画していく。 豊田第1地区 R9～R17まで
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市町村やJAと連携し、就農地の斡旋や研修用施設の整備を行うなど積極的に新規就農者の受け入れを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後担い手が高齢化で離農していくことを想定し、今後の農作業委託の取組について関係機関と連携しながら検討していく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域における農業被害の状況を把握するとともに、鳥獣被害対策のノウハウの構築と新たな捕獲人材の確保・育成を行っていく。
- ②みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業などの環境に配慮した農業の推進に努める。
- ③担い手の減少の中でも生産力を維持するために、スマート農業技術を適切に活用して生産の効率化や品質の向上を目指す。
- ④実需と連携し、需要拡大が期待される麦・大豆・高収益作物等・輸出米・加工米の生産に取り組む。
- ⑩農地転用に係る地域計画の除外について、農業経営に必要な場合は地域での協議を不要とする。
- ⑩地域での協議について、地域農業の将来の在り方に影響が小さい場合は、簡易な開催や開催の省略を行う。**

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

旭川市長

市町村名 (市町村コード)	旭川市 (01204)
地域名 (地域内農業集落名)	桜岡地区 (桜岡1・桜岡2・桜岡3・桜岡4・桜岡5・桜岡6・桜岡7・桜岡8)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地区は、水稻を基幹として土地利用型の転作作物(小麦・大豆・そば)と高収益作物である施設野菜、雑穀類との複合経営のもと生産活動を進めている。

・平坦地に加え中山間地域に指定される急傾斜地も存在する等、耕作条件が多岐にわたるため、条件不利地については圃場の整備・改善等に取り組みながら地域に合った生産性の高い作物の作付を行っている。生産性の向上を進めてきたが、排水不良の影響と作物連作などにより単収が他地域より劣る傾向にある。

・地域農業者の平均年齢は70歳に近づいている現状から、農地については、認定農業者を中心とした担い手への集積が進められてきたが、担い手1経営体あたりの経営面積の拡大の一途をたどり、作業の遅れから収入減となり経営を圧迫している状況も散見されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻と共に転作作物の輪作体系を改善することで単位収量の増加を目指し、条件不利地については受け手の減少を踏まえ作業受委託を中心として有効な作物や有畜農家への飼料作物の供給、土地条件に合った品目(品種)の生産を実践することにより地域の農地を有効的に活用し生産性の向上を進めていく。

・更に、高収益作物である野菜の栽培については、高齢化・後継者不足の中、施設野菜の減少が懸念されるが、後継者と新規就農者を積極的に受入し、農業所得維持に向け取り進めていく。

・また、需要が増加している野菜の安定生産や高品質で安定した生産による産地ブランド力の向上、スマート農業等の省力・低コスト生産技術の導入、新規作物の導入、販売地域の拡大などの取組を通じて、特色ある産地づくりや収益力の向上による経営の安定化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	552 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	552 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・本地区は、道営ほ場整備事業で造成されて以降、団体営事業や私費整備により、用水路、排水路などの修繕工事を行ってきたが、造成から40年を超過する施設は多く、維持修繕だけでは補えない状況になってきている。 ・また、排水不良のため転作作物の生育不良や品質低下が生じており、加えてほ場が小区画であることから作物生産や大型機械作業に支障を来している。道営基盤整備事業の早期着手を求めている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市町村やJAと連携し、就農地の斡旋や研修用施設の整備を行うなど積極的に新規就農者の受け入れを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後担い手が高齢化で離農していくことを想定し、今後の農作業委託の取組について関係機関と連携しながら検討していく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域における農業被害の状況を把握するとともに、鳥獣被害対策のノウハウの構築と新たな捕獲人材の確保・育成を行っていく。
- ②みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業などの環境に配慮した農業の推進に努める。
- ③担い手の減少の中でも生産力を維持するために、スマート農業技術を適切に活用して生産の効率化や品質の向上を目指す。
- ④実需と連携し、需要拡大が期待される麦・大豆・高収益作物等・輸出米・加工米の生産に取り組む。
- ⑩農地転用に係る地域計画の除外について、農業経営に必要な場合は地域での協議を不要とする。
- ⑩地域での協議について、地域農業の将来の在り方に影響が小さい場合は、簡易な開催や開催の省略を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

旭川市長

市町村名 (市町村コード)	旭川市 (01204)
地域名 (地域内農業集落名)	瑞穂地区 (西御料地8・西御料地2・西御料地4, 7・西御料地8・西神楽1・西神楽3・西神楽4・西神楽6・西神楽5・西神楽7・中央2・中央1)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・美瑛川流域に属する平坦部の本地区は、JA東神楽とJAあさひかわに属するエリアであり、主に水稻作付を中心として良品質米の生産に取り組み、水張り面積維持のため加工用米・飼料用米の作付も行っている。転作については、小麦・そばを中心として、施設野菜の作付を推進しているが、高齢化、労働力不足により作付面積の減少が課題となっている。

・地域においては農家戸数の減少にともない、担い手への集約が進んでいるが、担い手の確保と育成、省力化・省コスト化を推し進めながら農家所得の増加を図るため、生産性の向上が課題となっている。

・地域の一部は、棚田地域振興法地域に指定されるなど、平地地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、中山間地域等直接支払交付金を活用しながら、担い手の育成・確保や農地集積に取り組み、継続的な農業生産活動を構築している。

・また、ほ場の大型化・区画整理等に係る国営緊急農地再編整備事業の実施区域であり、水田を中心として、換地区域に併せた農地集積を推進している地区である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・ブロックローテーションを検討しながら、多様なニーズに対応した競争力のある農産物の計画的かつ安定的な生産・供給が可能な産地づくりを一層進め、収益性の高い水田農業経営への転換を図るため、関係団体が連携して推進体制を構築し、取組を推進する。

・多品目野菜産地のメリットを生かしつつ、JA東神楽エリアにおいては、ロットの拡大による市場競争力強化のため「アスパラ・小ねぎ・ピーマン・ほうれん草」を重点作物として位置づけ、生産拡大を図る。JAあさひかわエリアにおいては、地元消費者の需要に即した多品種の旭川産野菜を振興していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	434 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	434 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・広域的な農地の大区画化や排水改良等を行い、担い手への農地集積を加速化するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止を図りつつ、産地収益力の向上のための生産コスト低減や高収益作物への転換等の地域の取組を促進する。現在実施している旭東地区 国営緊急農地再編整備事業を継続的に推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市町村やJAと連携し、就農地の斡旋や研修用施設の整備を行うなど積極的に新規就農者の受け入れを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農協による農作業の受託事業や農業機械の貸出事業等を通じ、地域として持続可能な農業を目指す。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域における農業被害の状況を把握するとともに、鳥獣被害対策のノウハウの構築と新たな捕獲人材の確保・育成を行っていく。
- ②みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業などの環境に配慮した農業の推進に努める。
- ③担い手の減少の中でも生産力を維持するために、スマート農業技術を適切に活用して生産の効率化や品質の向上を目指す。
- ④実需と連携し、需要拡大が期待される麦・大豆・高収益作物等・輸出米・加工米の生産に取り組む。
- ⑩農地転用に係る地域計画の除外について、農業経営に必要な場合は地域での協議を不要とする。
- ⑩地域での協議について、地域農業の将来の在り方に影響が小さい場合は、簡易な開催や開催の省略を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

旭川市長

市町村名 (市町村コード)	旭川市 (01204)
地域名 (地域内農業集落名)	聖台西神楽地区 (西御料地5・西御料地6、9・西神楽2・西神楽1・西神楽4・西神楽6・西神楽7・中央1・中央8)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・市街地近郊から高台の丘陵地にかけた本地区は、JA東神楽とJAあさひかわに属するエリアであり、主に水稲作付を中心として良品質米の生産に取り組み、水張り面積維持のため加工用米・飼料用米の作付も行っている。転作については、小麦・そばを中心として、施設野菜の作付を推進しているが、高齢化、労働力不足により作付面積の減少が課題となっている。

・地域においては農家戸数の減少にともない、担い手への集約が進んでいるが、担い手の確保と育成、省力化・省コスト化を推し進めながら農家所得の増加を図るため、生産性の向上が課題となっている。

・地域の一部は、棚田地域振興法地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、中山間地域等直接支払交付金を活用しながら、担い手の育成・確保や農地集積に取り組み、継続的な農業生産活動を構築している。

・また、ほ場の大型化・区画整理等に係る国営緊急農地再編整備事業の実施区域であり、水田を中心として、換地区域に併せた農地集積を推進している地区である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・ブロックローテーションを検討しながら、多様なニーズに対応した競争力のある農産物の計画的かつ安定的な生産・供給が可能な産地づくりを一層進め、収益性の高い水田農業経営への転換を図るため、関係団体が連携して推進体制を構築し、取組を推進する。

・多品目野菜産地のメリットを生かしつつ、JA東神楽エリアにおいては、ロットの拡大による市場競争力強化のため「アスパラ・小ねぎ・ピーマン・ほうれん草」を重点作物として位置づけ、生産拡大を図る。JAあさひかわエリアにおいては、地元消費者の需要に即した多品種の旭川産野菜を振興していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	356 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	356 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・広域的な農地の大区画化や排水改良等を行い、担い手への農地集積を加速化するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止を図りつつ、産地収益力の向上のための生産コスト低減や高収益作物への転換等の地域の取組を促進する。現在実施している旭東地区 国営緊急農地再編整備事業を継続的に推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市町村やJAと連携し、新規就農者の受け入れ体制を構築するほか、地域外の農業者(入作者)を受け入れていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農協による農作業の受託事業や農業機械の貸出事業等を通じ、地域として持続可能な農業を目指す。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域における農業被害の状況を把握するとともに、鳥獣被害対策のノウハウの構築と新たな捕獲人材の確保・育成を行っていく。
- ②みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業などの環境に配慮した農業の推進に努める。
- ③担い手の減少の中でも生産力を維持するために、スマート農業技術を適切に活用して生産の効率化や品質の向上を目指す。
- ④実需と連携し、需要拡大が期待される麦・大豆・高収益作物等・輸出米・加工米の生産に取り組む。
- ⑩農地転用に係る地域計画の除外について、農業経営に必要な場合は地域での協議を不要とする。
- ⑩地域での協議について、地域農業の将来の在り方に影響が小さい場合は、簡易な開催や開催の省略を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

旭川市長

市町村名 (市町村コード)	旭川市 (01204)
地域名 (地域内農業集落名)	聖和地区 (中央8・中央9・中央10・中央11、12・新開1・新開4・新開2・新開3・聖和11・聖和10・聖和1・聖和2・聖和3・聖和4・聖和5・聖和6・聖和7・聖和12・聖和9・聖和8・聖和13・千代ヶ岡3・千代ヶ岡11・千代ヶ岡1・千代ヶ岡4)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・美瑛川・辺別川流域に属する本地区は、主に水稻作付を中心として良品質米の生産に取り組み、水張り面積維持のため加工用米・飼料用米の作付も行っている。転作については、小麦・そばを中心として、施設野菜の作付を推進しているが、高齢化、労働力不足により作付面積の減少が課題となっている。

・地域においては農家戸数の減少にともない、担い手への集約が進んでいるが、担い手の確保と育成、省力化・省コスト化を推し進めながら農家所得の増加を図るため、生産性の向上が課題となっている。

・地域の一部は、棚田地域振興法地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、中山間地域等直接支払交付金を活用しながら、担い手の育成・確保や農地集積に取り組み、継続的な農業生産活動を構築している。

・また、ほ場の大型化・区画整理等に係る国営緊急農地再編整備事業の実施区域であり、水田を中心として、換地区域に併せた農地集積を推進している地区である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・ブロックローテーションを検討しながら、多様なニーズに対応した競争力のある農産物の計画的かつ安定的な生産・供給が可能な産地づくりを一層進め、収益性の高い水田農業経営への転換を図るため、関係団体が連携して推進体制を構築し、取組を推進する。

・多品目野菜産地のメリットを生かしつつ、ロットの拡大による市場競争力強化のため「アスパラ・小ねぎ・ピーマン・ほうれん草」を重点作物として位置づけ、生産拡大を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,178 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,178 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・広域的な農地の大区画化や排水改良等を行い、担い手への農地集積を加速化するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止を図りつつ、産地収益力の向上のための生産コスト低減や高収益作物への転換等の地域の取組を促進する。現在実施している旭東地区 国営緊急農地再編整備事業を継続的に推進する。 ・美瑛川下流地区として国営事業による幹線用水路の整備が予定されており、整備後には道営事業による基盤整備を進めていくことを検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市町村やJAと連携し、新規就農者の受け入れ体制を構築するほか、地域外の農業者(入作者)を受け入れていく。 【新規就農者】 R6研修開始、R8就農予定 1名(施設野菜)
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農協による農作業の受託事業や農業機械の貸出事業等を通じ、地域として持続可能な農業を目指す。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域における農業被害の状況を把握するとともに、鳥獣被害対策のノウハウの構築と新たな捕獲人材の確保・育成を行っていく。
- ②みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業などの環境に配慮した農業の推進に努める。
- ③担い手の減少の中でも生産力を維持するために、スマート農業技術を適切に活用して生産の効率化や品質の向上を目指す。
- ④実需と連携し、需要拡大が期待される麦・大豆・高収益作物等・輸出米・加工米の生産に取り組む。
- ⑩農地転用に係る地域計画の除外について、農業経営に必要な場合は地域での協議を不要とする。
- ⑩地域での協議について、地域農業の将来の在り方に影響が小さい場合は、簡易な開催や開催の省略を行う。**

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

旭川市長

市町村名 (市町村コード)	旭川市 (01204)
地域名 (地域内農業集落名)	千代ヶ岡・就実地区 (千代ヶ岡1・千代ヶ岡4・千代ヶ岡5・千代ヶ岡6・千代ヶ岡2・千代ヶ岡7・千代ヶ岡8 ・就実1・就実2・就実3)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・辺別川流域から北側の丘陵地にかけて広がる本地区は、JA東神楽とJAびえい(主に就実3の集落)に属するエリアであり、平坦部では主に水稻作付を中心として良品質米の生産に取り組み、水張り面積維持のため加工用米・飼料用米の作付も行っている。丘陵部は、畑作地帯として4年輪作を基本とした小麦・てん菜・馬鈴薯・豆類等の産地となっている。高齢化、労働力不足により作付面積の減少が課題となっている。

・地域においては農家戸数の減少にともない、担い手への集約が進んでいるが、担い手の確保と育成、省力化・省コスト化を推し進めながら農家所得の増加を図るため、生産性の向上が課題となっている。

・地域の一部は、棚田地域振興法地域に指定されるなど、平地地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、中山間地域等直接支払交付金を活用しながら、担い手の育成・確保や農地集積に取り組み、継続的な農業生産活動を構築している。

・また、ほ場の大型化・区画整理等に係る国営緊急農地再編整備事業の実施区域であり、水田を中心として、換地区域に併せた農地集積を推進している地区である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・ブロックローテーションを検討しながら、多様なニーズに対応した競争力のある農産物の計画的かつ安定的な生産・供給が可能な産地づくりを一層進め、収益性の高い水田農業経営への転換を図るため、関係団体が連携して推進体制を構築し、取組を推進する。

・多品目野菜産地のメリットを生かしつつ、特にJA東神楽エリアにおいては、ロットの拡大による市場競争力強化のため「アスパラ・小ねぎ・ピーマン・ほうれん草」を重点作物として位置づけ、生産拡大を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,081 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,081 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・広域的な農地の大区画化や排水改良等を行い、担い手への農地集積を加速化するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止を図りつつ、産地収益力の向上のための生産コスト低減や高収益作物への転換等の地域の取組を促進する。現在実施している旭東地区 国営緊急農地再編整備事業を継続的に推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市町村やJAと連携し、新規就農者の受け入れ体制を構築するほか、地域外の農業者(入作者)を受け入れていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農協による農作業の受託事業や農業機械の貸出事業等を通じ、地域として持続可能な農業を目指す。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域における農業被害の状況を把握するとともに、鳥獣被害対策のノウハウの構築と新たな捕獲人材の確保・育成を行っていく。
- ②みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業などの環境に配慮した農業の推進に努める。
- ③担い手の減少の中でも生産力を維持するために、スマート農業技術を適切に活用して生産の効率化や品質の向上を目指す。
- ④実需と連携し、需要拡大が期待される麦・大豆・高収益作物等・輸出米・加工米の生産に取り組む。
- ⑩農地転用に係る地域計画の除外について、農業経営に必要な場合は地域での協議を不要とする。
- ⑩地域での協議について、地域農業の将来の在り方に影響が小さい場合は、簡易な開催や開催の省略を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

旭川市長

市町村名 (市町村コード)	旭川市 (01204)	
地域名 (地域内農業集落名)	旭神地区 (東区10)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月16日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・市街地近郊にある本地区は、東神楽町の東聖地区と隣接した地理的条件を有し、主に水稻作付を中心として良品質米の生産に取り組み、転作については、小麦・そばを中心として作付を推進している。

・現在、東神楽町からの通作が2件(法人)という状況であるものの、今後、新規参入者や他の地域からの通作等が無ければ、将来、受け手が確保できない農地が生じる可能性がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・意欲ある担い手への農地集積を促し、水稻を主幹とした経営の大規模化・複合化を推進していく。

・圃場条件等を鑑み、水稻とのローテーションを行うより畑作の定着を進めた方が農業収入が見込める圃場については、畑地化支援を活用し、より収益性が高く、継続性のある畑作を振興していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手の要望に応じて、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の検討を行い、計画し推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市町村やJAと連携し、新規就農者の受け入れ体制を構築するほか、地域外の農業者(入作者)を受け入れていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後担い手が高齢化で離農していくことを想定し、今後の農作業委託の取組について関係機関と連携しながら検討していく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域における農業被害の状況を把握するとともに、鳥獣被害対策のノウハウの構築と新たな捕獲人材の確保・育成を行っていく。
- ②みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業などの環境に配慮した農業の推進に努める。
- ③担い手の減少の中でも生産力を維持するために、スマート農業技術を適切に活用して生産の効率化や品質の向上を目指す。
- ④実需と連携し、需要拡大が期待される麦・大豆・高収益作物等・輸出米・加工米の生産に取り組む。
- ⑩農地転用に係る地域計画の除外について、農業経営に必要な場合は地域での協議を不要とする。
- ⑩地域での協議について、地域農業の将来の在り方に影響が小さい場合は、簡易な開催や開催の省略を行う。